

# クーリング・オフ制度とは

いったん契約した場合でも、特定の取引については、一定期間内であれば消費者が無条件で契約解除できる制度です。

**特定商取引法のクーリング・オフ期間** (契約書を受け取った日を含める) 消費者庁イラスト集より

## 訪問販売

点検商法、かたり商法  
新聞購読



**8**  
日間

## 電話勧誘販売

利殖商法、  
送り付け商法



**8**  
日間

## 訪問購入

押し買い  
(貴金属など)



**8**  
日間

## 催眠商法、 デート商法など



**8**  
日間

## マルチ商法、内職商法、 モニター商法など



**20**  
日間

## エステ、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、結婚相手 紹介サービス、一部の美容医療



**8**  
日間

(※上記のクーリング・オフ期間を過ぎても、**あきらめないで**、消費生活センターにご相談ください。

### 信販会社あて

クレジット契約をした場合は、  
信販会社にも通知が必要です。

### 販売会社あて

お金を払っていない場合、  
商品を受け取っていない場合は、  
該当部分に線を引いて、消してください。

## 契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品名

■契約金額 円

■販売会社  
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

年 月 日

(契約者)  
住所

氏名

## 契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品名

■契約金額 円

■販売会社  
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの 円を  
返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)  
住所

氏名